

Go To トラベル事業 事後還付手続きのご案内

8/12更新

下記に該当する方は、還付手続きを行っていただく事で、割引分の還付を受けることができます。

対象

以下の3つの条件をいずれも満たすものについては、旅行後に、旅行代金の35%に相当する額の還付を申請することができます。

なお、あらかじめGoToトラベル事業による支援額(旅行代金の35%相当分)を割り引いた価格で購入した方は、事後還付手続きの対象外です。

※当面の間、東京都を目的地とする旅行、東京都に居住する方の旅行は支援対象外です。

- (1) 7月22日(水)以降に開始し、8月31日(月)までに終了する旅行であること(9月1日(火)チェックアウト分まで)
※7月22日(水)をまたぐ期間の旅行については、7月22日(水)以前と以後の旅行代金を区別できないもの(パッケージツアー等)は、7月22日(水)以降の旅行代金も含めて還付の対象外です。(8月31日(月)をまたぐ期間の旅行についても同様)
- (2) 旅行業者を通じた予約で、旅行前に支払った場合
 - ① GoToトラベル参画事業者として登録を受けた旅行業者から購入したものであること
※<https://biz.goto.jata-net.or.jp/> (こちらから登録旅行業者をご確認ください。)
 - ② 宿泊を伴う旅行の場合には、GoToトラベル参画事業者として登録を受けた宿泊施設であること
※<https://biz.goto.jata-net.or.jp/> (こちらから登録宿泊施設をご確認ください。)
- (3) 宿泊施設へ直接予約手続きを行い、宿泊施設で支払った場合、または予約サイト等で予約手続きを行い、宿泊施設で支払った場合は、その施設が、GoToトラベル参画事業者として登録を受けた宿泊施設であること
※<https://biz.goto.jata-net.or.jp/> (こちらから登録宿泊施設をご確認ください。)

還付手続きについては、旅行の申込方法により異なります。下記をご確認のうえお手続きください。

○上記(2)の場合(旅行業者を通じた予約で、旅行前に支払った場合)

→ 旅行者の皆様ご自身で、お申込みの旅行業者等にお問い合わせ下さい。旅行業者等経由で手続きを行います。
令和2年9月上旬までを目途にお問い合わせください。

※申請者は還付手続きに際して、事務局及び旅行業者が申請者に代わり一時的に給付金相当額を受け取ることを承諾することになります。

○上記(3)の場合(宿泊施設へ直接予約手続きを行い、宿泊施設で支払った場合、または予約サイト等で予約手続きを行い、宿泊施設で支払った場合)

→ ご自身で「Go To トラベル事業事務局」に令和2年8月14日(金)から令和2年9月14日(月)までに還付申請を行ってください。(詳細は次のページへ)

○上記(3)の場合(宿泊施設へ直接予約手続きを行い、宿泊施設で支払った場合、または予約サイト等で予約手続きを行い宿泊施設で支払った場合)

以下の必要書類を下記送付先まで、郵送または公式サイトにて、オンラインでご提出ください。

必要書類

- ①事後還付申請書(様式第1号)
- ②支払内訳がわかる書類(支払内訳が記載された領収書、支払内訳書等) ※コピーでも可
- ③宿泊証明書(氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されているもの)
- ④口座確認書(旅行者用)(様式第2号)
- ⑤口座番号を確認できる書類(通帳の写し、キャッシュカードの写し等)
- ⑥代表者の住所が確認できる書類(免許証の写し、健康保険証の写し等)
- ⑦同行者居住地証明書(様式第21号)

<留意事項>

- ・①・④は、Go To トラベル事業公式サイトから入手(ダウンロード)し、必要事項をご記入ください。
- ・②と③は、お泊りになった宿泊施設に発行を依頼してください。
- ・②は、現地で追加でお支払いいただいた料金や諸税については、還付の対象外となりますので、含まれている場合は、それらが明示されていることが必要です。なお、各宿泊施設が発行する任意の様式のもので構いません。
- ・③は、氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されているものであれば、各宿泊施設が発行する任意の様式のもので構いません。
- ・④は、原則旅行者ご本人名義の口座であることが必要です。(旅行者が複数の場合は、代表者の口座をご登録ください。)
- ・①～⑥は、原則旅行者ご本人のお名前であることが必要です。ただし、法人名義で②を発行した場合、旅行者ご本人と当該法人を紐づけることができる書類(社員証等)を提出してください。

申請期間

令和2年8月14日(金)から令和2年9月14日(月)まで ※消印有効

※なお、9月15日(火)以降の還付申請については、事務局とご相談ください。

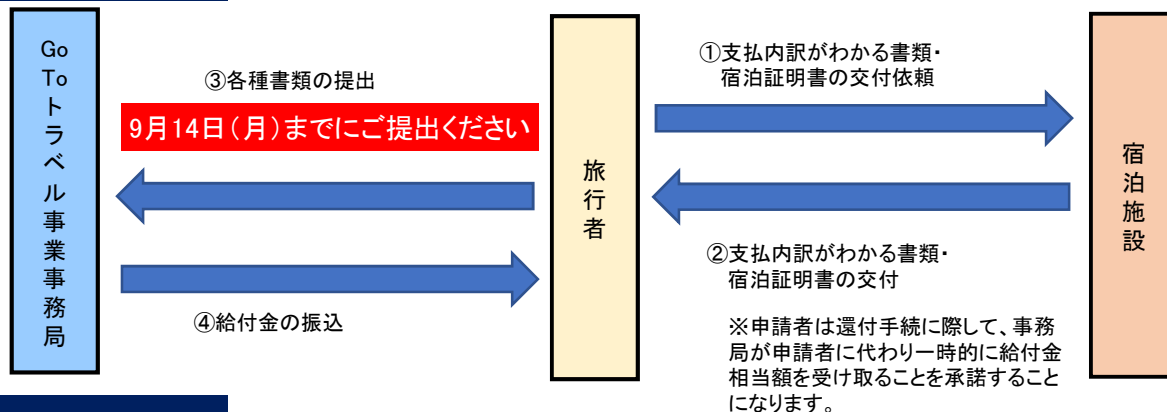
申請書類の送付先

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目24-14 西新橋一丁目ビル6階
Go To トラベル事務局 還付申請係 宛 ※送料は各自ご負担をお願いします ※9月14日消印有効

給付金の振込

すべての申請書類を受理・確認した後、2カ月程度以内に給付金を指定の口座に振り込みます。
なお、振込が完了した旨を、事務局から個別に通知することはいたしませんので、あらかじめご了承ください。

申請フロー



お問い合わせ先

Go To トラベル事務局コールセンター

TEL[1]:0570-002-442(受付時間:10時~19時 ※年中無休)
TEL[2]:03-6636-9457(受付時間:10時~19時 ※年中無休)
TEL[3]:03-3548-0520(受付時間:10時~17時 ※土日祝・年末年始休み)→8/31(月)までご利用可能。